

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○ 一般国道の指定区間を指定する政令（昭和三十三年政令第六十四号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
別表	別表	別表	別表
路線名	指定区間	路線名	指定区間
(略)	(略)	(略)	(略)
四十七号	仙台市宮城野区日の出町二丁目三番二十七から酒田市東町二丁目一番二まで	四十七号	仙台市宮城野区日の出町二丁目三番二十七から酒田市落野目字広野十番五まで
(略)	(略)	(略)	(略)
百十五号	相馬市山上字小田原三百番十一から伊達市霊山町下小国字荒屋敷五番七まで（相馬市山上字小田原三百番十一から同市山上字落合一番一、同市東玉野字ウト沼四十五番十及び伊達市霊山町掛田字西陣場七番二を経て同市霊山町下小国字荒屋敷五番七までを除く。）	百十五号	相馬市山上字小田原三百番十一から同市東玉野字東日向七十二番一まで（同市山上字小田原三百番十一から同市山上字落合一番一及び同市東玉野字ウト沼四十五番十を経て同市東玉野字東日向七十二番一までを除く。）
(略)	(略)	(略)	(略)
百六十一号	敦賀市樋の水町十二番一から大津市横木一丁目字北上ヶ田六百八十九番一まで	百六十一号	敦賀市樋の水町十二番一から大津市逢坂一丁目字三百六十八番まで
(略)	(略)	(略)	(略)
四百七十号	輪島市杉平町成坪三十四番一から石川県鳳珠郡穴水町字留地ヶ九十八番まで及び七尾市赤浦町六三十二番一から小矢部市水島二千百四十九番二まで	四百七十号	輪島市杉平町四十一番三から石川県鳳珠郡穴水町字留地ヶ九十八番まで及び七尾市赤浦町六三十二番一から小矢部市水島二千百四十九番二まで
(略)	(略)	(略)	(略)